

佐賀県告示第三百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により同法による医療扶助のための施術を担当させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により同法による医療支援給付のための施術を担当させる機関として、次のとおり指定した。

平成二十二年十月五日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	指定年月日
ここの整骨院	佐賀市神野東三丁目二番七号	平成二一・一一・一七
大坪整骨院	唐津市西唐津二丁目五八八八番二号	平成二二・一・二八
九福附属接骨院	鳥栖市松原町一七〇九番地二	平成二二・四・一
井本整骨院	伊万里市新天町五六〇番地二錦ビル一階	平成二二・四・二二
中央鍼灸院	佐賀市嘉瀬町大字中原二四九九番地二五	平成二二・三・五